

令和7年度第2回宮崎市地域包括支援センター運営協議会 議事録

1 日時等

日 時	令和7年11月13日(木) 14時00分から15時00分まで
場 所	宮崎公立大学交流センター 多目的ホール
目 的	令和7年度第2回宮崎市地域包括支援センター運営協議会
出席者 (参加者)	【運営協議会委員】内野会長、倉茂委員、田中委員、井上委員、猪野委員、中窪委員、井野委員、山元委員、丸中委員、宮原委員 本田委員、投山委員 【地域包括支援センター】18包括管理者 (中央西包括は欠席、中央東・檉北包括、檉南包括、木花・青島包括は代理参加) 【市】事務局11名

2 会議概要

(1) 福祉部長挨拶

(2) 議事

【議題1】令和6年度介護予防プランの実績について

◆資料5ページ

要支援者に対する介護予防ケアプランの総数、そのうち地域包括支援センター（以下、「包括」とする。）職員が直接作成しているプラン（以下、「直プラン」とする。）件数とその割合を月ごとに示している。例年、年間通して直プランが約55%で推移し、令和6年度も55.3%と横ばいの実績となっている。一方、要支援者の介護予防ケアプラン（以下、「ケアプラン」とする。）作成については、包括が指定介護予防支援事業者として実施しているが、その業務の一部を居宅介護支援事業所に委託することができる。一部委託により、包括の業務負担も図れることから、日頃から居宅介護支援事業所と連携を図り対応している。

◆資料6ページ

包括の3職種である社会福祉士、保健師、主任ケアマネジャー1人あたりの月ごとのケアプラン作成件数である。市が想定している包括の3職種職員1人あたりのケアプラン作成件数は月10件から15件としており、令和6年度は全包括を年間通してみると、毎月総数1700から1800件の直プランに対応しており、1人あたり月平均で15件を若干超過して推移している。業務の負担軽減を図るため、3職種の職員のプラン作成にかかる負担が減るよう、ケアプラン作成を中心に対応するプランナーの積極的な採用など、今後の職員配置のあり方を法人と共に検討していきたい。

◆資料7ページ

包括ごとのケアプラン作成件数の比較である。各包括のプラン作成件数と、一部委託となったケアプランの件数、割合を示している。特に注目していただきたい点として、中ほどの太枠で囲っている「包括直プラン1人当たり件数（R6,月）」の1番下の段、令和6年度の1人当たり年間作成件数の平均は15.6件、令和5年度の年間平均は17.4件であったため、若干ではあるが、3職種職員の負担が緩和された。なお、地区内にある居宅介護支援事業所数にばらつきがあることが一因と考えられるが、太枠の左側のプラン割合によると、各包括で一部委託の割合に差が出ている。ケアプラン件数が多い包括については、

諸々事情等あるが、管理者や法人の意向を聴取しながら、プランナーの雇用などの検討をしていただいている。

●委員：資料7ページ、「包括直プラン1人当たり件数（R6,月）」について、前年比で減少している包括と増加している包括がある。減少している、中央東・楳北地区と大淀地区、増加している佐土原地区に意見を伺いたい。

（中央東・楳北地区）月1回、一部委託契約をしている居宅介護支援事業所が来所する際に、一部委託の受入状況を確認している。また、新規に開設された事業所については、包括から連絡し、受入状況を確認している。さらに、職員間でも各事業所の受入状況を共有している。

（大淀地区）昨年度は、退職者や休職者があり、包括だけでは対応が難しいことから、居宅介護支援事業所に一部委託の依頼を行った。今年度は、包括職員数は充足しているが、新規採用職員もいることから、引き続き対応をお願いしている。また、日頃から居宅介護支援事業所からの相談について真摯に受け止めて対応するなど、良い関係性を築くよう努めている。

（佐土原地区）地区内に10か所の居宅介護支援事業所があり、ケアマネジャー1人当たり3～4件、多い方で7～8件程、一部委託を受けていただいている。佐土原地区は宮崎市の中心部から離れていることもあり、対応が難しい居宅介護支援事業所もあるのではないかと懸念している。今年度は、法人内異動で新たに包括配置となった職員も多いので、積極的に一部委託を受けてもらっているため、今年度は減少すると見込んでいる。

【議題2】介護予防支援に関する届出及び指定について

◆資料8ページ上段

包括では、要支援者のケアマネジメント件数増加に伴う業務量が増大していることに加え、要介護者を抱える家族がいる中でも、ケアマネジメントの観点から可能な限り介護予防支援業務の一部を指定居宅介護支援事業者へ委託している。また、一部委託する場合には、包括運営協議会において委託の状況等の報告、協議を行い、公正中立の確保に努めることとされている。そのため、前回の運営協議会以降、一部委託先として報告の必要が生じた3事業所について、本議決をもって指定するもの。今回は、のべおかケアサポート、ROOTS planningセンター、ケアオフィス宮崎の3事業所であるが、のべおかケアサポートは、大塚台・生目台地区包括が委託したもので、住民票を宮崎市に置いたまま、延岡市に居住している方のケアマネジメントによるもの。本来は、住所を延岡市に移し、延岡市のサービスを受けることが望ましいため、転出・受け入れの依頼については継続して行っている。

●質疑なし（承認）

◆資料8ページ下段

要支援者のケアマネジメントを行う介護予防支援については、包括が直接実施、または居宅介護支援事業所に一部委託して実施している。しかし、令和6年度の介護保険法施行規則の改正により、市が指定した指定居宅介護支援事業者については、包括を経由せずに、介護予防支援のケアマネジメントを実施することが可能となった。指定にあたっては、介護保険法第115条の22第4項の規定により、あらかじめ地域住民等の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないとされており、この住民等の意見の場を運営協議会の場としているところである。これを受けて、令和6年度第3回の運営協議会にて申請があった3か所の居宅介護支援事業者について承認いただいた。今回は新たに申請のあった指定居宅介護支援事業者1か所について承認をいただきたい。新規の事業所は、株式会社福和のけあぷらん福種という事業所である。

●質疑なし（承認）

【報告1】ケアプランデータ連携システムの導入について

◆資料9ページ

国では、介護DXの一環として、令和5年4月からケアプランデータ連携システムの本格運用を全国的に進めている。このシステムは、ケアマネジャーや医療機関、自治体間でケアプランの情報を安全かつ効率的に共有できる仕組みで、業務負担の軽減や情報の一元管理によるサービスの質の向上が期待されている。昨年度、設置法人ヒアリングや法人会議を通して、包括運営を受託する法人側から、市が主導する積極的な導入について求められていた。このようなことを踏まえ、今後、包括への導入について検討を進めている。なお、本年度、県のケアプランデータ連携システム活用促進モデル地域づくり事業に参画し、導入にかかる説明会に当たっては、オンライン参加を含めて100以上の事業所が参加したところである。実際に導入している事業所や、包括法人に確認をする中で、操作関係や費用面において課題があることは承知しているが、国が進める介護情報基盤整備を踏まえ、スムーズに対応できるよう、包括の委託料の中にケアプランデータ連携システム手数料を計上する方向で次年度予算に反映していく予定である。今後、導入に向けてスケジュールが整ったら、改めて本協議会でもご報告させていただきたい。

●委員：データ連携に関して、資料9ページに居宅介護支援事業所Aが示されているが、宮崎市では10数か所程度の事業所の導入に留まり、浸透していない状況であり、導入するサービス事業所が増えないと難しい。今回、包括が導入していく場合、一部委託を受けている居宅介護支援事業所との連携も可能になってくるのか。

(事務局) ケアプランデータ連携システムの情報については、国から段階的に示されているが、現時点では詳細を把握していない。先ほど説明した通り、国が「介護情報基盤整備」を進めていることから、避けて通れないと考えている。昨年度実施した法人ヒアリングや法人会議において、導入している居宅介護支援事業所は10数か所、介護サービス事業所をあわせても40か所程度だとの認識である。そのような中、行政が先導しないと、介護サービス事業者も導入に踏み切れないとのご意見をいただいているため、まずは、包括がこのシステムについて理解しておかなければならないと感じたところである。今回、包括が導入できるよう予算化し、その後どのような広がりになるか、見えてはいないところだが、介護情報基盤整備の中で、いずれケアプランデータ連携システムが必須となるのではないかという見込みがある。そこに備え、内容を把握していきたいというのが実情である。導入を進めている包括もあるため、包括管理者会議にて包括間で共有し、運営協議会でも情報共有し進めていきたい。

●委員：宮崎市介護支援専門員連絡協議会でも、14か所程度の居宅介護支援事業所しかケアプランデータ連携システムを導入しているところはない。宮崎市介護支援専門員連絡協議会での取組や居宅介護支援事業所から見たメリット、デメリットも考えられることから、今後、そのような情報を共有させていただきたい。

●委員：宮崎市以外の自治体の導入状況はいかがか。

(事務局) 情報は公表されているため、今後、宮崎県や全国的な状況を示すことは可能。昨年度、都城市が県のモデル事業として取り組み、包括を中心に導入され、居宅介護支援事業所が200か所近く、一気に導入が進んだと聞いている。引き続きモデル地区として取り組むとのことなので、更に導入が進むと考えられる。宮崎市も都城市に習い、包括を中心に導入が進み、居宅介護支援事業所にも広がっていくとよいと考えている。

●委員：旧システムと新システムの利用事業所が混在していると各事業所の負担が増える。可能な限り移行期間を短縮し、一斉に導入することが理想である。どのくらいの普及率となれば効率化できると考えているのか。

(事務局) 導入事業所が100%に近づくとよいとは考えるが、システムの整備やコスト面の問題もあることから、少しずつ普及が進み、データ連携システムに一本化されることを目標としたい。

●委員：包括は一気に移行させると考えているのか。

(事務局) 来年度の委託料に盛り込んで進めていく予定。

【報告2】①管理者ヒアリングの実施報告について②包括の業務負担改善に向けた意見交換

◆資料10ページ

9月11日～25日に全19包括の管理者を対象にヒアリングを実施した。ヒアリングでは、各包括管理者が担うセンター運営・マネジメント業務における考えや課題、市と共に考えたいことを共有する場として年1回実施しているもの。管理者が抱える日々の業務の悩みなども含め、今後のよりよいセンター運営に繋げるため、また必要に応じて市から直接法人側に伝えるべきことなどを把握することを目的としている。昨年度は、このヒアリングを受けて、利用者のアセスメントや記録等を中心とした業務負担を減らすためのタブレット導入に至ったところである。資料11ページのとおり、今年度の主なヒアリング項目は、①包括の運営業務について②各種事業について③管理者としての取組みについて④その他、システムやタブレット関連、市への意見や要望等、として行った。資料1のとおり、管理者ヒアリング結果から見えた課題等を、包括が担う4つの業務に分けて整理している。

1. 総合相談支援業務について、総合相談件数の急増や相談内容の複雑化、本来包括が担うべき業務とそうでない業務の線引きに関する悩み、また、行政で対応すべき内容が包括にまわってきているという現状がある。複数の関係機関が関わる事例での情報共有に時間を要する点や、他包括での対応事例を共有する機会の必要性を感じている包括もある。独居、身寄りなし、経済問題、障がいなど、複合的な問題を抱える困難ケースの増加も課題となっている。また、新任期の職員が、総合相談を受ける上でのアセスメントの視点や方法を学ぶ機会の不足に課題の声が挙がっている。
2. 権利擁護業務について、認知症以外の症状があるケースの場合、認知症初期集中支援チームのように、精神症状に対する支援チームの事業化の要望、および地域や家族の認知症への理解不足が課題として挙げられている。
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務について、地域との連携に関して、介護予防に関する民間企業との連携、多職種連携や顔の見える関係づくりの不十分さが課題とされている。社会福祉課や保健センター、障がい福祉課など他部署との連携の課題も上がっている。地域資源の把握、整理、環境整備、情報共有が不足しており、地域によっては資源が不足している点が課題。交通手段の不足、公共交通機関の衰退、認知症カフェやサロンの担い手不足による新規立ち上げの困難さも問題視されている。
4. 介護予防ケアマネジメントについて、直プラン件数や新規プラン件数の増加により、ケアプラン作成に時間が取られ、地域活動に十分な時間が割けない状況が課題とされている。また、相談業務によるケアプラン作成時間の圧迫も課題である。
5. その他、人員不足、時間外勤務の常態化、人材育成への不安、職場環境の問題が挙げられている。

以上、このような課題を踏まえ、効率的、効果的な業務の進め方など考えられることはないか、各包括の現状を共有し、課題解決につながる事例はないか、について、事前に案内通知でもお示していたところではあるが、委員のみなさまからのご意見・ご助言を頂戴したい。

まず、包括管理者から、業務負担増加に関する、それぞれが現場で抱える課題の現状を報告していただきたい。

(大宮地区) 資料1の総合相談支援業務、困難事例の対応について、独居、身寄りなし、経済問題、障がい等、を中心に説明させていただく。独居暮らしや身寄りなしは、現在、特別感がなくなっている。先日、受診拒否・介入拒否の方を説得して病院に救急搬送し、入院先で亡くなられ、社会福祉課と病院との間に入るケースがあった。他にも経済問題のあるケースは、生活保護の場合、社会福祉課や社会福祉協議会への相談に同行することがある。生活保護申請には至らない、高齢者虐待には至らない、というケースがとて増えている。背景としては、コロナ禍以降、家族の仕事の変化、物価高騰等、今まで支えていた家族が、高齢者の一部を支えているような状況になり、家族がいる場合でも、介入までに時間がかかるような状況が増えている。配偶者も75歳以上で仕事をしている方がすごく多く、介護力が低くなったり、経済的に課題を抱える世帯が多い印象がある。また、大宮包括では視覚障がいの方が最近増えている。障がい福祉サービスを受けなくても生活できていた方が、高齢になって足腰が弱まり、目の不自由さがあることで、急に生活全般に支障を来して相談されるケースもある。介護保険サービス申請等に加え、障がい福祉サービスの手続きも同時並行し、各種サービスの手続きをしていく等、一件一件のケースが困難になっている。多職種で連携するケースは、報告等の情報共有に時間を要する。負担軽減のために、担当ケースを減らしたり、包括内でカバーしている。職員が長く勤めることが一番であることから、職場の環境整備にも力を入れているが、そこについては、全包括の管理者が負担を抱えているのではないかと。

(大淀地区) ケアマネジメントの部分では、連携という点について、5月から認知症の方の支援を継続している。認知症により物事を忘れてしまうことから各所に電話される状況があり、年金事務所、郵便局、警察、市の地域事務所、市役所、包括等と連携している。5月から訪問40回、電話80回対応している現状で、関係機関と連携しながら支援している。

●委員：一人の方に費やす支援回数が120件とのこと、どこまでが包括の業務なのか、地域の力をどこで借り、どのように引き継いでいくのか非常に難しいところ。しかし、地域との関係性は、包括から積極的に働きかけないといけない。地域の企業、団体と繋がっていったらよいのではないかと。私は大塚地区で医療機関を開業しており、大塚地区包括と日頃から連携している中、大塚包括はうまく地域と関わっているように感じるがいかがかと。

(大塚地区) 相談内容は多岐にわたり、多くの方に対して同じように訪問、電話等にて支援している。先ほど120件というお話があったが、その方のように毎日様々な形で支援している。地域との連携に関しては、大塚地区は毎月、多職種での連絡会を実施し関係機関で繋がっているため、地域住民を含め、支援で困った時に助け合うことができている。地域づくりに関しては、積極的に地域の現状を把握し、各団体と繋がることで助けてもらっている。

●委員：障がいや認知症等、複合的な課題を抱える世帯が多くある中、市に重層的支援推進室が設置されている点について、包括との連携や今後の支援体制等の方針について教えていただきたい。

(事務局) 令和8年度から重層的支援体制整備事業として、各機関の連携を強化するため、体制移行を目指している。本年度は移行準備とし、多職種協働事業として、役割の調整、支援方針を決定する会議を試行的に実施している。先ほど「包括の業務はどこまでか」との話題があったが、各包括の困難ケースの会議において役割分担をする中で、包括で何もかも対応してしまっている状況があることを把握している。保健センターやその他関係部署にも参加を促し、色々な事例から役割分担をしていくことで、ある程度の線引きができていくのではないかと。また、独居や身寄りなしの方、精神疾患の方の困難事例に対しては、ケース会議等を通じて支援者同士で共通の悩みを相談し合う場として機能できることから、各支援者の精神的な負担が軽減するのではないかと考えている。各包括で解決困難なケースを抱えていることは承知している。ご相談いただければ、長期の伴走支援体制とし

て、どのようなチームを組み、どのような支援をするのかを考える場としてご活用いただけるのではないかと。事例を集めていくことで、課題を把握することができるためご相談いただきたい。

●委員：資料1の「3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の「地域資源の整理」について、「サロンの担い手不足により、新規立ち上げが難航」とあるが、サロンについては、宮崎市社会福祉協議会が推進しており、登録サロンは市内に280か所程ある。各地区に担当職員がおり、新規の立ち上げを行っているため、包括から「この地区にサロンがあるといいな」ということがあれば、ご相談いただきたい。また、民生委員や自治会長からのご相談にも応じたい。定例会に担当職員が出席した際にお声がけいただけるとよい。新規立ち上げについての努力はしたい。

●委員：資料1の「3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務」の生活支援コーディネーターについて、事業所側としては、生活支援コーディネーターがどのように地域の情報を収集しているのかという点が気になる。情報収集に力を入れ、各機関がリアルタイムに地域資源の情報を把握できるデータベースがあるとよいのではないかと。そして、情報を定期的に発信していただくと、各機関が繋ぎやすくなるのではないかと。また、包括の業務が多岐にわたっていることから、業務内容の整理は重要である。例えば、地域ケア会議での書類作成に係る負担等、現在の業務を整理していくとよいのではないかと。

●委員：各管理者は、包括の職員としても働かざるを得ない状況があり、人材確保等、管理者としての負担も多岐にわたっていることを実感した。重層的支援体制整備事業については、情報共有のプラットフォームのような形になるのか。課題に対して、支援方針や支援者共通の連絡リストを示したり、担当者をバックアップするのが重層的支援推進室なのか。

(事務局) 本年度4月から重層的支援推進室として、生活困窮者支援として機能する自立相談支援センター「これから」、そして、生活支援コーディネーターの機能を併せて、福祉総務課に設置された。その中で、多機関協働事業として、保健センターを含む庁内各課、障がい者基幹相談センター、包括、民生委員等を参加者としてケース会議を実施している。その中で、どの機関にどう繋ぐのが適切なのか、各機関と一緒に考えている。これを繰り返すことで、ケースの課題に応じた適切な繋ぎ先や支援方針を整理していくことができると考えている。また、生活支援コーディネーターは、地域における課題を抱えている方、地域で支援を受けなければならない方の見守り等について、地域資源を整理し、地域の支援者に繋げていけるような動きができればと思う。

●委員：このようなシステムが機能し、包括の方にうまく情報共有できてくるとよい。現在は、課題に対する適切な機関に繋がるまでに時間を要しているが、課題ごとに、支援方針や関係機関との繋がり方が整理されると包括の負担が軽減するのではないかと。

●委員：地域を支えているのは包括である。管理者ヒアリングの結果からも分かるように、退職者が多かったり、新規入職者のフォローのため通常業務が進まないこともある。業務がやりがいや達成感に結びつくようなシステム、問題が生じた時に解決できるようなシステムを構築し、目に見える形で把握することは非常に大事である。包括の業務負担軽減については、市が把握できる部分であることから、引き続き検討をしていただきたい。

(事務局) 私が福祉部長に就任したのが令和5年度、重層的支援体制整備事業というのは社会福祉法に位置づけられており、包括的な支援体制を構築するものとして努力義務が課せられている。どのような体制を整えていくのかという点については議論があり、これについても、包括の管理者へのアンケートを行っている。本年度、福祉総務課に設置した重層的支援推進室にある、自立相談支援センター「これから」は、生活保護担当部署の社会福祉課から移管した。管理者へのアンケートで多かった意見として、市役所内の連携の必要性、これについては、ご批判が非常に強かった。例えば市職員の異動は3年が多いので担当が変わりやすい。また、複合的な課題として、高齢者は介護保険課や地

域包括ケア推進課、障がい者は障がい福祉課、生活保護は社会福祉第一・二課、子どもであれば子育て支援課、子ども家庭支援課と複雑でたくさんの部署にまたがっている。この連携について、これまで包括が一つ一つ連絡しながら進めていた傾向があり、非常に負担が大きかったのではないかと思う。その部分に関しては、市で調整し進めていくものとして、重層的支援推進室を設置した。自治体によっては、市の社会福祉協議会に委託しているが、市長から市職員がすべきとの話もあり、このような形で重層的支援体制整備事業を進めることとなった。ただ、市職員も福祉経験がないため、包括職員を始め、運営協議会委員の皆さまにアドバイスをいただきながら進めていきたく、引き続きのご協力をお願いしたい。

●委員：資料1に精神障がい者の支援がいくつかあがっている。私は以前、県の保健師として県保健所で精神障がい者本人、その家族の相談事業に携わり、精神科病院との連携により入退院支援を行っていた。今回、県保健所に包括からの相談があるか確認したところ、包括職員からの相談や障がい者基幹相談センターからの相談もあり、医療機関との連携を図る事例もあるとのことであった。市の精神保健福祉担当部署においても相談窓口があるため、今後の対応について相談し、支援の道筋を示してもらいたいのではないか。